

南三陸

お知らせ版

2017年4月15日発行
編集・発行/南三陸町企画課

高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します

町では、在宅の高齢者に対して、医療の受診機会を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します。

◇高齢者福祉タクシー利用助成券とは

タクシー料金の一部を助成する券です。

町と協定したタクシー会社を利用して病院へ通院した場合、タクシー料金の一部として券を利用できます。

◇支給対象者

次の条件を満たす人が対象です。

- ①南三陸町に住所がある人
- ②要介護3～5の認定を受けている人
- ③介護保険施設に入所していない人
- ④他の制度で通院費用の助成を受けていない人

◇支給内容

1回の乗車につき1枚使用できる650円分の助成券を1カ月あたり2枚交付します。

◇申請方法

保健福祉課および歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、高齢者福祉係に提出してください。

申請書は、町ホームページからダウンロードもできます。



問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

介護用の紙おむつ等の引換券を支給します

町では、要介護高齢者の在宅生活負担軽減のため、紙おむつ等と交換できる引換券を支給します。

◇支給対象者

高齢者を介護している同居家族、または、ひとり暮らしの高齢者です。

◇支給要件

次の支給要件を全て満たす人が対象です。

- ・紙おむつ等を常時必要とする人
- ・南三陸町に住所を有し、町内にお住まいの人
- ・町民税非課税世帯の人
- ・要介護1～5の認定を受けている人

※ただし、生活保護の受給や他の福祉制度での支給を受けている人、入院、施設等に入所している場合は対象となりません。

◇支給内容

要介護認定区分に応じて、引換券を交付します。

- ・要介護1および2は、1カ月あたり3,400円
- ・要介護3～5は、1カ月あたり6,200円

◇申請方法

地域包括支援センターおよび歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

問い合わせ

地域包括支援センター ☎46-5588